

平成23年3月第31回亙理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成23年3月4日第31回亙理町議会定例会は、亙理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番 小 野 一 雄	2 番 熊 澤 勇
3 番 鞠 子 幸 則	4 番 相 澤 久 美 子
5 番 渡 邊 健 一	6 番 高 野 孝 一
7 番 宍 戸 秀 正	8 番 安 藤 美 重 子
9 番 鈴 木 高 行	10 番 平 間 竹 夫
11 番 佐 藤 ア ヤ	12 番 佐 藤 實
13 番 山 本 久 人	14 番 熊 田 芳 子
15 番 安 田 重 行	16 番 永 浜 紀 次
17 番 高 野 進	18 番 島 田 金 一
19 番 安 細 隆 之	20 番 岩 佐 信 一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企 画 財 政 課 長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 浄
町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子	産 業 観 光 課 長	東 常 太 郎
わたり温泉 鳥の海所長	作 間 行 雄	都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
上 下 水 道 課 長	清 野 博 文	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一
教 育 長	岩 城 敏 夫	学 務 課 長	遠 藤 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	佐々木 利 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 2 号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 3 号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 4 号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 平成 22 年度亶理町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 議案第 6 号 平成 22 年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 7 号 平成 22 年度亶理町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議案第 8 号 平成 22 年度亶理町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 22 年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 22 年度わたり鳥の海温泉特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 22 年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 12 号 平成 22 年度亶理町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 13 報告第 1 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第 14 報告第 2 号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

午前 9 時 59 分 開議

議長（岩佐信一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、町長から発言の申し出がございます。許可いたします。

町長（齋藤邦男君） お許しをいただきまして、訂正方をお願いいたします。

去る2日の施政方針の中の平成22年度亘理町一般会計補正予算の中での施政方針で25ページでございますけれども、この中で「今後の庁舎建設を見据えた庁舎建設基金に4億2,053万5,000円」ということでございましたけれども、その内容について訂正をお願いいたしたいと思っております。この内容については、「財政調整基金に積立金として2億1,053万5,000円」、そしてさらに「庁舎建設基金といたしまして2億1,000万」ということで訂正をお願いいたします。ありがとうございました。

議長（岩佐信一君） 町長の発言が終わりました。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、12番 佐藤 實議員、13番 山本久人議員を指名いたします。

#### 日程第2 議案第2号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例

議長（岩佐信一君） 日程第2、議案第2号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第2号 亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亘理町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

今回のこの条例の改正でございますが、昨年3月に改正した条文をまた引き続き改正するわけでございますが、昨年3月、月60時間を超えた時間外勤務の場合、60時間を超えた場合、時間外の単価を100分の150上乗せ、100分の175上乗せというふうなこと、それから代休も認められるというふうなことでございますけれども、それらの計算の基礎の中に日曜日は除くということで日曜日が除かれて

おりました。今回、人事院勧告等に基づきまして、日曜日も含むというふうな内容に改正になりましたので、今回改正を行うものでございます。

新旧対照表の1ページといたしますか、1枚ものをごらんください。

第11条の5項を改正するというふうなことでございまして、右の方の現行を見ますと下線が引かれております。若干下線の部分をご説明申し上げますと、括弧の中ですね。勤務時間条例第3条第1項、これは土曜日と日曜日の週休日という意味でございます。第4条が勤務時間の割り振りを常の状態で割り振った時間というふうな意味でございます。それから、第5条、これについては土日が出勤が必要になった場合の振り替えした日という意味でございます。これらのうち規則で定めるものを除くというふうな規定がございました。この「除く」が日曜日でありました。今回、日曜日もすべて含みますので、この下線引いた部分をすべて削除で左の改正案のようになります。ですから、月60時間の中に土曜日も日曜日もすべて含んで算定すると。それを越えた分については割り増しの時間外が100分の150であったり100分の175であったり代休時間をとれる時間になりますというふうな改正になります。

この条例につきましては、23年の4月1日からの施行となります。

議案第2号については以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 町長の2日の提案の説明、これについては、今若干説明ありましたがけれども、積算の基礎として日曜日またはそれに、「それ」って日曜日ですね。日曜日に相当する日とありますね。それに相当する日というのは土曜日のことなんですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 特に土曜日につきましては、従来から入っておりますので、日曜日に相当する日は日曜日と解釈していただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 国民の祝日は入るんですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 国民の祝日も入ります。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。13番山本久人議員。

13番（山本久人君） 第11条5項の「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ」という文言なんですけれども、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられないで自主的に正規の時間を超えて時間外労働に当たられた職員はいらっしゃいますでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 時間外勤務につきましては、命令でやるものでございます。ですから、自主的にやるというのはちょっと解釈しにくいわけなんですけれども、そういうものは時間外に入りません。以上です。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） 現実問題として、ある職員の方から、どうしても職員の数が足りなくて仕事の量が終わらないと、その日の仕事。その場合、どうしてもやらざるを得ないんだと。その時間をすべてつけることもできないという声の一部上がっているんですけれども、そういうことは把握されていますでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 中身的にその職場の中でどんなふうな時間外をするか、当然職場の長、課長であったり所長であったり、それを把握しながらいろいろやっているわけなんですけれども、そういうふうな長の裁量の中に入れておきまして、それは時間外勤務として命令するかしないかです。そういうものはございます。ただ、今議員さんがおっしゃったように、時間外をつけることができないからとかそういうふうな判断で時間外をすとかしないとかそういうことをすべきではないと思っております。実態的にその職場の状況がどういうふうになるか。あるいは、どういうふうに手伝う、違う班から手伝いをもらうとかいうそういうもので対処していただきたいというふうにこちらでは思っておりますので、その辺は職場の中で、この課なり部署の中でいろいろ検討しながら過度の時間外にならないように気をつけながらやっていただきたいということでの指示は以前からやっております。

議長（岩佐信一君） 山本久人議員。

13番（山本久人君） なかなか現実が今の総務課長の答弁どおりだったらいいかと思うんですけども、職員の中には遠慮してつけてないのか、その辺の具体的な個別のあれは私も詳細は把握していませんけれども、どうしても仕事が終わらないと。しかし、これはやらなくてはならない仕事だと。ただし、課長等の管理職の命を受けたわけでもないという場合も管理職側がそういった職員に配慮すべきだと思われまますけれども、その点いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） なお実態的には私もすべて把握しているわけではございませんけれども、先ほど言ったような職場の中での管理を職場の長にゆだねておりますので、その辺の実態をつかんで、もちろん適正配置、あと職員の能力もございませす。ですから、単にそういうふうな状況に落ちたからといってそれが非常に過大にそこに仕事量がふえているともまだ言えませすので、その辺はいろいろ調査しながら検討していきたいというふうに思います。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 亶理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第3号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩佐信一君） 日程第3、議案第3号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（森 忠則君） それでは、議案第3号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

この改正につきましては、育児休業がとれる職員、従来ですと正職員のみでございましたが、今回の改正で非常勤職員も取得可能となりました。この非常勤職員でございますけれども、亶理町につきましては該当する職員がございませんけれども、条文を整備していきたいというふうに考えております。

この非常勤職員の育児休業、途中から部分休業も含めてこれらの取得できる非常勤職員はどういう人か、それから取得できる範囲、あといつまで取得できるのかというふうな条文が今回の改正でこのような、大分ちょっと多いんですが、条文になっております。個別には、この新旧対照表、議案第3号資料でご説明申し上げたいと思います。

まず、1ページ目、第2条関係でございますけれども、第2条には育児休業をすることができない職員を規定しております。ちょっと読み上げます。第2条、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とするという文言でございますが、これは育児休業がとれない職員というふうな意味でございます。

ちょっと改正前の分もご説明申し上げますが、第1号では、育児休業の代替職員については育児休業は認めませんよというふうな内容です。

それから、第2号については、業務に支障があったという場合が生じるときの定年を過ぎても延長して職員になった者については育児休業はできませんよというふうな文言でございます。

第3号、斜線の部分引いてありますが、これについては任期を定めて採用された短時間勤務職員、これについては従来からでございますけれども育児休業がとれませんよというふうな中身でございます。



問題は第4号でございます。「次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員」というふうなあらわし方しておりますので、裏を返せば、ここに記載されている非常勤職員は育児休業ができるというふうに解釈になります。上でできない職員を規定して、ここで以外の非常勤職員というようなことで規定しておりますので、ここに書かれた職員については取得可能だというふうになります。

アの(ア)につきましては、申し上げますと、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員はオーケーですよ。それから、イが、その養育する子が1歳に達する日、括弧を除きます、を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員はオーケーですよ。それから、ウでございますが、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員、これにつきましては、1週間の勤務日が3日以上、1年間の勤務日が121日以上というふうなことでの規定でございます。これのア、イ、ウすべてに該当する非常勤職員が育休をとれますよというふうなことでございます。

大きな括弧でないイでございますけれども、この条文については夫婦して育休をとっている非常勤職員を指します。

次のページ、ウでございますけれども、ウにつきましては、任期が更新されていく非常勤職員で育休をとろうとする人はオーケーですよというふうな内容でございます。

続きまして、第2条の2、これは育児休業法第2条第1項の条例で定める日、いつまで育休がとれるかというふうな日をあらわしております。

第1号が、一般的には1歳到達日、その子が1歳到達日まで育休とれますよというふうな内容でございます。これは一般的です。

それから、第2号でございますけれども、これについては1歳2カ月に達する日までオーケーですよというふうな意味ですが、これは夫婦して育休をとっている場合は1歳2カ月までオーケーですよというふうなことでございます。

それから、第3号につきましては、1歳6カ月に達する日までオーケーなんです、これは先ほどのものから1歳2カ月過ぎても、例えば保育所に入所できない、あるいは片方が病気になってしまったというふうな場合とかそういう事情があった場合、次のアとイに該当する場合、1歳6カ月までですよというふうなこ

とでございます。このアとイが、当然1歳到達日までに育児休業をとっている方  
でございます。それから、1歳到達日以後に育児休業が特に認められていた場合  
は保育所に入所できないとか、片方が病気になったり負傷した場合は1歳6カ月  
まで育休がとれますというふうな内容でございます。

次のページ、4ページでございます。

第3条です。育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情と  
いうことがございますけれども、これは再度育休がとれる特別の事情は何かとい  
うようなことでずっと羅列されております。それで、今回の改正で追加分がござ  
います。第6と第7号でございます。第6号が再度育休することができる理由と  
して、1歳6カ月まで延長できる者、先ほどの1歳6カ月延長できる者はオーケ  
ーですよ。それから、第7号が任期が延びた場合、任期といいますか、非常勤  
職員が任期が延びた場合に育児休業もさらに同じように延びますよと。取得した  
いというふうな職員についてはオーケーですよというふうな内容でございます。

それから、次に第17条関係は、部分休業することができない職員を規定してお  
ります。

この第1号については、短時間勤務をしている職員は従来からこれは規定され  
ておりますけれども、部分休業はできません。

第2号、これは先ほどちょっと条文も同じなんですけど、ここに規定されてい  
るものについてはオーケーですよというふうな意味でございます。ア、特定職に引  
き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員。それから、勤務日の日数及び  
勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員、これについては週3  
日、先ほど説明申し上げた年121日、さらに1日6時間15分以上の者についてはオ  
ーケーですよというふうな内容でございます。

6ページですが、この第18条は部分休業の承認というふうなことでの規定でござ  
います。これについては、職員と同じように短時間勤務職員についても30分を  
単位として取得できるんですよというふうな内容でございます。それから、第3  
項については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超  
えない範囲内で部分休業がとれるんですよというふうな内容でございます。

以上でございますけれども、施行日が平成23年4月1日からというふうになり

ます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 今るる説明ありました中から、（聴取不能）今のところ亘理町では対象者はいないというふうな説明でありましたが、よくこういう非常勤職員でそういう妊婦とか何かになりやすいのは保育士の人たちだと思いますが、例えばの例でどういうくらいの勤務してあればそういうふうに育児休暇の対象になるか。そういう例は示せますか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 以前ですと臨時職員は対象にはならないんですけども、以前嘱託職員というようなことで非常勤職員を採用していた関係がございます。そういう場合、職員とほとんど同じような、例えば共済組合に入っていたり退職手当組合に入っていたり、そういう場合については、この非常勤職員の中に入るのではないかというふうに思います。ただ、現在はもうそういう職員はおりませんし、恐らく今後もそういう職員を採用しないのではないかというふうに思っておりますので、現実的には多分ないかと思えます。ただ、育児休業法のこの法律自体が拡大されて非常勤職員よりももっと拡大してくる可能性は、それはあろうかと思えます。そういう場合は、単純に臨時職員の方にも、例えば及んできたりそういうことも考えられないことはないかというふうに思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） 前の、今行財政改革あたりから嘱託職員は亘理町ではなくなりましたが、今のところは復活する見込みはない。ただ、法解釈でパート職員の権利として解釈で延びる可能性は、権利が取得する可能性はあるという解釈でよろしいですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 私のいわば推測でございますので、法が改正されればそういうことになる可能性もあるということでご理解いただきたいと思えます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑ありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 地方公務員法も踏まえた非常勤職員はどういうふうに規定されて

いるんですか。それは特別職と一般職に区別して説明してください。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） 一般の臨時職員につきましては……。〔「まず、特別職から。特別職の非常勤職員はどういう職員なんですか」の声あり〕特別職で非常勤職員の分につきましては、ほとんどが非常勤の職員に該当するというふうには思っておりますけれども、一般職については非常勤職員は今のところないというふうなことでございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 例えば、非常勤の消防団員は、これは非常勤職員と言うんですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） この条例で言う非常勤には当たりません。〔「この条例ではね」の声あり〕はい。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） そうすると、例えば一般職で1週間の勤務時間が4分の3以下の人、そういう人たちはこれに入るんですか。

議長（岩佐信一君） 総務課長。

総務課長（森 忠則君） それは臨職と解釈しますけれども、この条例の適用には入りません。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号 亘理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 亶理町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第4号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する  
条例

議長（岩佐信一君） 日程第4、議案第4号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第4号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

亶理町放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正すると。

今回の改正につきましては、逢隈児童館内に新たにもう1カ所児童クラブを設置するというふうな内容でございます。

それでは、議案第4号の別紙資料でございます新旧対照表をごらんいただきたいと思いますが、右側の現行の分でございますけれども、現在、逢隈児童館の中には逢隈第一児童クラブ、逢隈第二児童クラブの二つの児童クラブがございます。ここ数年、この逢隈児童クラブにつきましては定員が85名でございますが、90名を超える申し込みが続いていると。あと、今後も少なくなる見通しがないというふうなことで、今回新たに逢隈第三児童クラブを設置するものでございます。その際、あわせて定員も85名から103名へと増員をする予定でございます。

それでは、名称でございますが、左側の改正案でございますけれども、逢隈第三児童クラブ。位置につきましては、亶理町逢隈田沢字鈴木堀6番地1というふうなことで、児童クラブにつきましては施設で設置するのではなく部屋ごとに児童クラブについては設置するというふうな規定がございますので、逢隈児童館内に三つの児童クラブができるというふうなことになります。

それでは、議案の方にお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例

につきましては平成23年4月1日から施行すると。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 施行規則に基づいて定員ですけれども、亘理つばさ児童クラブ、亘理あおぞら児童クラブ、吉田西児童クラブ、吉田児童クラブ、荒浜児童クラブ、高屋児童クラブ、逢隈第一児童クラブ、逢隈第二児童クラブ、それぞれ定員は何人ですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、亘理つばさ児童クラブにつきましては55名、同じく亘理あおぞら児童クラブにつきましても55名でございます。それから、吉田西児童クラブにつきましては45名、吉田児童クラブにつきましては30名、荒浜児童クラブにつきましては40名、高屋児童クラブにつきましては20名、逢隈第一児童クラブにつきましては現在45名です。逢隈第二児童クラブにつきましては30名でございます。（「えっ、だってさっき85と言った」の声あり）失礼しました。40名でございます。現行は以上のとおりとなっております。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今回逢隈第一、第二、第三、それを103ですね。どういうふうになるんですか、規則上は。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 逢隈第一児童クラブにつきましては現行どおりの45名、それから逢隈第二児童クラブにつきましては29名、逢隈第三児童クラブにつきましても同数の29名と、合計で103名というふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 今現在、学童保育の待機児童はいるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 全地区というふうなことでしょうか。（「それでいいです」の声あり）全地区ですと、亘理地区に十数名ぐらい現在おります。ただ、1年生から3年生ではなくて4年生の分でできれば見ていただきたいという方が待

機に回っているというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。

9番（鈴木高行君） 今29という数字が出てきたんですけれども、それが何か半端な数字なんでちょっと不思議に思った。いいところの数字というか、40とか30とかそういう数字に設定できなかったのか。年齢割に分けたのか、その辺いろいろ事情があるんだろうと思うけれども、ちょっと29というのはどうしてなのかなというのは一応不思議に思ったので聞きたいと思います。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） これにつきましては、面積要件でそこからの割り出した数字というようなこととなります。そして、できればなるべく定員数を多くしておいて、実際に全員が一斉に来るということはないものですから、登録多くできればそれだけ親御さんもいつでも行けるというようなことで安心できるだろうというようなことでの面積要件目いっぱいのところ定数を改正させていただいたというふうなことでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号 平成22年度亶理町一般会計補正予算（第7号）

議長（岩佐信一君） 日程第5、議案第5号 平成22年度互理町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第5号 平成22年度互理町一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

平成22年度互理町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,978万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,497万7,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

今回の補正予算については、歳出関係につきましては全般的にわたりまして事業費の確定または精査による減額補正が主な内容になっております。増額補正については、先ほど町長が申し上げましたが、交付税等の確定をしておりますので、その留保財源について庁舎建設基金、財政調整基金にそれぞれ積み立てるものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、20ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出ということで、主な内容だけに説明はさせていただきたいと思っております。

初めに、2款総務費1項6目の企画費でございます。965万5,000円の減額補正でございますが、説明の欄での13節委託料でございます。今回、まちづくり協議会の支援委託料ということで892万円の減額と、もう一つは後期基本計画の支援業務委託料ということで委託経費が確定をしておりますので73万5,000円を減額してトータルで965万5,000円の減額になっております。

あと、下の12目基金管理費ということで今回4億2,053万5,000円の増額補正でございますが、これについては先ほどからご説明したとおり、財政調整基金の方



に25節積立金ということで2億1,053万5,000円、そして5目の庁舎建設基金に積立金として2億1,000万円を積み立てる補正の内容でございます。

ちなみに、今回のこの積み立てをすることによりまして、財政調整基金の残高を申し上げます。今回この額を積み上げますと、財政調整基金は12億9,819万5,000円となるものでございます。

ちなみに、庁舎建設基金の残高になりますが、今回の額を積みますと10億4,204万8,000円となるものでございます。

次に、次のページ、21、22をお開きいただきたいと思います。

第2款の総務費の中の2項徴税費の中の2目賦課徴収費ということで800万円の減額補正でございます。これについては13節の委託料ということで右側で委託料の減額でございますが、これについては事業費等の精査により、特に主なものについては固定資産評価替不動産鑑定委託料ということで、当初1,250万を計上していたわけですが、契約によりまして今回競争入札を導入しておりまして大幅に減額になったという内容でございます。

次に、次のページ、23ページ、24ページをお開きいただきたいと思います。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費でございます。1,661万1,000円の増額補正でございますが、説明の欄で28節の繰出金、これについては国民健康保険特別会計経費への繰出金でございますが、これは保険基盤安定支援分の確定によりまして、国から町の方に交付されて特別会計に繰り出すものでございますので、その同額を計上させていただいております。

次に、次のページ、25ページ、26ページをお願いしたいと思います。

同じ3款の民生費でございますが、3款2項4目児童措置費ということで、今回5,413万4,000円の減額補正の内容でございますが、説明の欄で13節委託料、これは保育園経費ということで1,081万1,000円の減額補正でございますが、これについては逢隈にあります逢隈保育園の入所措置費でございますが、今回人事院勧告によりまして単価の減に伴う保育所運営費分の減と、もう一つは入所児童数の抑制のための減でございます。逢隈保育園については定員が90名、それで現在入所者については22年度100人程度入所しているわけですが、県から3年間余り定員が多いと、定員を超えているということで指摘がございましたので、100名程度と

ということで制限をしたことによって措置費が減額になるものでございます。

その下の子ども手当等の支給経費で20節の扶助費4,332万3,000円の減額補正でございますが、これについては子ども手当の減額でございますけれども、当初予算の要求時には制度自体がまだ不確定要素があったということで、基本的には互理町の方々の該当者を抽出して予算計上になったんじゃないかということで、公務員分についての支給額については今回国庫財源の組み入れで積算していたということも推測されることから、公務員の分はそれぞれの自治体で子ども手当を支給するものですから、本町においても1,400万ほどの職員に子ども手当を支給しておりますので、そういう意味からしての大幅な減額になりましたので、当然これについては歳入、国、県がございますので、歳入財源についても減額をさせていただいております。

次に、27、28ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費1項3目健康増進費でございます。560万円の減額補正でございますが、説明の欄で13節の委託料ということで健康増進事業、本年度のがん検診等の事業が完了しておりますので、委託料の確定に伴っての減でございます。

次のページ、29、30ページをお開きいただきたいと思います。

同じく第4款の衛生費で4款1項6目になります。公害対策費1,207万4,000円の減でございます。これについては、説明欄で19節の負担金補助及び交付金の合併浄化槽整備事業費の減額でございます。今回、補助金という形で合併浄化槽の設置整備事業補助金が1,118万8,000円を減額するものでございます。これについては、当初50基を予定しておりました。予算措置は50基でございます。実際に現在確定した数字が29基しか申し込みがなかったということで大幅な減額になったものでございます。そういうことで、浄化槽の維持管理補助金についても今年度から始まったわけでございますが、88万6,000円の減額でトータル1,207万4,000円の減額になったところでございます。

次に、ちょっと飛ばさせていただいて33、34ページをお願いしたいと思います。

8款の土木費でございます。8款4項2目公共下水道費307万6,000円の減額補正でございますが、これは特別会計であります公共下水道特別会計への繰出金、

事業費が確定したことによりまして精査の結果、一般会計へマイナスで繰出金の減額をするものでございます。

その次にちょっとまた飛ばしますけれども、37、38ページをお開きいただきます。

次は、10款の教育費でございます。教育費の10款2項1目小学校費の中の学校管理費、今回の補正額が109万3,000円でございます。説明の欄の中の15節工事請負費ということで、これについては吉田小学校の校内放送設備、屋外の電子時計の修繕、そして逢隈小学校屋内運動場の放送設備の修繕ということで、音が出ない、時計が回らなくなって故障したということで緊急にやる必要性がありますので109万円を増額補正する内容になっております。

次のページ、39、40ページになります。同じ10款の教育費でございまして、4項3目文化財保護費でございます。補正減額については250万円の減額補正でございますが、これについては説明の欄にありますように、賃金から14節の使用料までそれぞれ事業精査であるわけですが、これについては駅前大通線の改良工事計画に伴う桜小路横穴墓群事前調査の事業費でございますが、本年度は発掘調査が全部完了しております。しかしながら、当初の計画では報告書の作成業務まで予算を計上していたわけでございますが、次年度でやるということでございまして、事業費の精査の結果この金額を減額するものでございます。当然この委託費については県からの補償ということで充当されておりますので、歳入についても同額を減額するものでございます。

次に、次のページ、41、42ページをお開きいただきたいと思います。

同じく10款の教育費でございます。ここの中の2目学校給食費175万4,000円の増額補正でございますが、説明欄の11節の需用費でございます。学校給食センターの事業費ということで給食材料費174万6,000円を増額させていただきましたけれども、これについては夏場の猛暑等による野菜価格等の高騰によりまして予算が不足するというので、特に地場産品等を使っておりますのでやはり増減率が高いところで17%を超えているというのもございまして、これについては保育所関係の運営費でも説明はしませんでしたでしたが給食材料費ということで当然4施設分、70万2,000円の増額を補正でさせていただいているところでございます。

次に、歳入をご説明申し上げますので、9ページ、10ページの方にお戻りいただきたいと思えます。

歳入については主なものだけ説明をさせていただきます。

1款町税1項1目個人町民税でございますが、4,000万円の減額補正でございますが、現年度分についてやはり現在の景況感というか、経済の不況ということで所得がかなり落ち込んでいるということでございまして、大変厳しい中でございますけれども4,000万円近くの現年度分の課税分が減収になるというようなことで減額をさせていただくものでございます。

あと、一番下の6款でございますが、地方消費税交付金、6款1項1目、補正額が1,686万6,000円については、確定に伴うものでございます。

次のページ、11、12ページをお願いしたいと思います。

9款の地方交付税でございます。9款1項1目地方交付税4億2,637万7,000円の増額補正ですが、これについては普通地方交付税の確定に伴う増額でございます。現在事業等に財源を充てるために留保していたわけでございますが、事業等の精査もほとんどできておりますので、今回確定額が地方交付税については27億1,121万9,000円でございます。これは普通地方交付税だけでございます。

次に、11款の分担金及び負担金2項1目民生費負担金819万8,000円の減額補正ですが、これについては保育所負担金ということで同額を減額するわけですが、これは保護者の所得階層が当初見込みよりも下がったことによつての保育料の減でございます。

次に、13款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金5,080万5,000円の減額補正でございますが、説明の欄で保育所措置費負担金ということで497万8,000円、あと残りにつきまして子ども手当の分についての先ほど歳出で減額された相当分の国の分の負担分の減額でございます。

次に、13、14ページの次のページをお願いしたいと思います。

同じく13款の国庫支出金の中の9目総務費国庫補助金129万3,000円の増額補正でございますが、これについては12月に地域活性化交付金ということで国の補正予算がありまして緊急に光をそそぐ方と地域活性化をやったわけでございますが、住民生活に光をそそぐ交付金について、今回、本町では一般財源を129万3,000

円入れていたわけですが、満額、2次配分で追加になったわけですが、これらについて増額補正をするものでございます。

次に、14款県支出金1項1目民生費負担金1,117万3,000円の増額については、説明欄の方で2節の社会福祉費負担金、これについて国保会計の方の保険基盤安定負担金1,041万8,000円、これは国の方での確定によりまして受け入れております。そのほかに後期高齢者医療保険基盤安定負担金147万6,000円のトータルでございまして、上の子ども手当については、国と負担率が、県はちょっと下がりますので、それらの調整でございまして。

次に、15、16ページをお開きいただきたいと思います。

県支出金の中の9目ということで労働費補助金でございまして1,549万円の減額補正でございまして、説明の欄で1節の労働費補助金ということで、今回、町の方で緊急雇用創出事業交付金13万円の減額、ふるさと雇用再生特別交付金892万円の減額、重点分野雇用創造事業交付金644万円の減額、トータルでございまして、それぞれ当初で内示が来る関係で遅い分で認められない事業もあったということ、真ん中のふるさと雇用再生特別交付金については、これはまちづくり協議会の方の人件費相当を計上していたわけですが、2地区におきまして3月の末に立ち上がる、設立されるということになりまして、現在3地区だけなものですので2地区分を今回減額するという内容になります。

次に、16款寄附金1項1目寄附金14万円の増額補正でございまして、説明の欄で大阪府の匿名の方から1万円、あと亶理町荒浜の木村 勇様から10万円、福井県の方から1万円、大阪府の方から1万円、あと福岡県福岡市の上平謙二様から1万円のトータル14万円の大変貴重な浄財を一般寄附をいただいたところでございまして。

その次に17、18ページをお開きいただきたいと思います。

19款の諸収入1目でございまして雑入ということで432万5,000円の減額でございまして、これについては説明欄の8節で保健福祉雑入、これは健康診査の納付金、事業が確定してございまして人数が少なくなった分175万5,000円の減額。18節の生涯学習雑入ということで、これは発掘調査等事業費の確定に伴ってトータルで257万円を減額するものでございまして。

次に、20款の町債1項2目農林水産業債50万円の減額補正でございますが、説明欄のとおり漁港修築事業費の確定に伴いまして50万円を減額するものでございます。

最後に4ページをお願いしたいと思います。

4ページ、第2表、繰越明許費、款、項、事業名、金額というふうにご説明を申し上げます。

労働費、きめ細かな交付金事業ということで勤労青少年ホームのトイレ改修事業、これについて金額が300万円。同じく労働費できめ細かな交付金事業、働く婦人の家トイレ改修事業、金額として300万円。土木費で道路橋梁費ということで改良事業、国道6号交差点改良取付（町道台田線外）の事業について4,250万円の金額でございます。次に、同じく土木費の中の道路橋梁費で改良事業、町道狐塚線道路改良事業ということで2,470万円。同じく道路橋梁費ということで改良事業、狐塚橋架替事業に係る電力柱等の移転補償費ということで430万円。同じく、道路橋梁費できめ細かな交付金事業、町道神宮寺高屋線整備事業ということで4,300万円。同じく土木費の河川費で松栗川改修事業で700万円。同じく土木費の中の都市計画費で県営街路事業負担金、駅前大通線について1,060万9,000円で、合計8事業で1億3,810万9,000円を繰越明許するものでございます。

次に、第3表、地方債補正、変更、起債の目的、補正前、補正後というふうにご説明申し上げます。

漁港修築事業債、今回事業費の確定によりまして50万円を減額して補正後890万円を限度額にするものでございます。起債の方法、利率、償還方法については補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 26ページです。3款2項1目ちびっこランド亙理園について、まず定員は何名で、現在の年齢構成、ゼロ歳児何名、1歳児何名、2歳児何名、わかれば答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、年齢別の数字でございますけれども、これにつきましては資料手元にはございません。全体で申し上げますと、定員が30名でございます。現在、互理町から入っているのが22名というふうなことで、これは概算なんですけれども、そのうちゼロ歳、1歳児が12名というふうなことで非常に多く低年齢児が入っているというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） そのちびっこランド互理園について76万6,000円を補助金をふやすんですけれども、これは算定基礎はどうなっているんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 算定基礎につきましては、年齢ごとに算定基礎がございます。年齢が低くなればなるほど高くなるというふうな内容になっております。詳しい資料については、大変申しわけないですけれども手元にはございません。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 9ページです。1款7項1目、入湯税ですけれども64万6,000円。その内訳です。わたり温泉健康センターが何人で金額が幾らか。同じくわたり温泉鳥の海で何人で金額が幾らかです。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今のご質問でございますが、まずわたり温泉鳥の海の方の入浴者数でございますが1,586名でございます。あと、健康センターの方……。

（「金額も」の声あり）金額が23万7,900円です。あと、健康センターの方は2,720人、40万8,000円でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） まず、町長は今日の会議の冒頭、訂正されました。役場庁舎建設基金に2億1,053万5,000円ということ。（「違う」の声あり）財政調整基金でした。財政調整基金が2億1,053万5,000円。そして、庁舎建設基金2億1,000万円。私も訂正をいたしますけれども、この理由を、なぜこうなったかをお伺いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 訂正した理由でございますが、やはり今後の財政需要等も勘

案した場合に財政調整基金というのは庁舎建設がされるような将来的な考え方もあった場合、決して基金から、必要な財源を取り崩すことも可能であるということと、いろいろな諸般の事情で今回はこのような形がベストなのかなということで訂正をさせていただいたところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） ただいま諸般の事情ということですから、諸般の事情、せめて三つぐらい挙げていただきたいと思います。できれば町長から答弁を願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の提案理由の中で、地方交付税の増額に伴いまして、やはりこの役場庁舎そのものの老朽化、耐震に耐えない建物ということから、その収入財源を庁舎建設基金の方に積み立てる計画であったわけでございますけれども、先ほどご案内のとおり、財政調整基金と庁舎建設のおおの2億ほどの振り分けをさせていただいたわけでございます。この庁舎建設そのものについては、やはり目的的な基金ということでの積み立てですけれども、そして財政調整基金についてはご案内のとおり財政調整機能を果たす財政基金、さらには災害復旧、災害等が発生あるいは緊急が発生した場合についての積み立てが財政調整積立金であるということから、今回いろいろ精査の結果、調整をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 何かどういう理由か具体的にというふうに申し上げたんですが、何か出てこない。もう一度申し上げますと、約4億2,000万円、訂正したと言いながらおとといあたりまでそういうこと、3月2日。急にこのようになった理由はなぜかを明確にお答えいただきたいんです。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 事前にこれについては議会の方に提案をし、それに基づきまして昨日議会全員協議会においての各議員さんからのご意見があったことに伴いまして、今回このようにさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木高行議員。



9 番（鈴木高行君） 30ページ、合併処理浄化槽、これで減額が1,200万ですか、大体。

この減額の理由というのは何でこんなに減額する。当初予算からすれば32%の減額率です。さっきの話では、50基を設定する予定だったのが29基になってしまった。ちょっと計画が甘いとかそういう意味ではないと思うんだけど、何でこんなに設置に説明不足なのか。それとも、負担金が高いのか。いろいろなもろもろの事情であると思うけれども、担当としてはどういう理由がこういう結果になったか、一応説明してください。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 先ほど企画財政課長の話ありましたように、当初予算では50基を予定しておりました。この予定につきましては、過去5年間を平均しますと48基でしたので、今回補助金も増額するというふうなことで50基というふうなことで予算を計上したところでございます。実際には今お話ありましたように29基というふうなことで、これにつきましては私たちももっといくだらうとそういうふうになっておりましたけれども、現実的に29基というふうなことで、景気低迷とかそういうふうなものがあるのかなというふうな形はしています。この補助金については県の補助もありますので、県の方にも一応確認をしてきたんですけども、やはりどこの市町村でも不用額というか、県の補助金の予定よりも少なくなっているというふうなこともあって、やはり一番大きな原因というのが景気低迷が原因なのかなというふうに一応思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 何か課長は説明不足という自分たちの事務怠慢というような形になってしまうのね。そういう意味ではないと思う。もっともこの原因はあると思う。私は、前に一般質問で町長といろいろやりとりして随分やったんですけども、この合併処理槽を推進するためには公共下水道との絡みなんですよと。公共下水道の計画変更が22年4月にあって、そのときから公共下水道の処理区域を外して合併処理槽で推進しますと。そのときの事業推進は、今までのやってきたところの整合性とか事業の手法、市町村型を採用すると言っていて、これが市町村型を採用しない。10分の1、7万5,000円でやれるところをこれはどのぐらい、35万ぐらいかかると思うんです、現在でやれば。そういうような負担金が設置者に対して多く

なつたと。そういうのが主な原因だと思うんです。これはやはり施策の間違い。こういうことがこういうふうになくなつてくるんです。これが市町村型の10分の1、7万5,000円でやれると皆さんに言ったならば、もっともっとこれは設置することが多くなるし、その分公共下水も進むし、合併処理で進めば排水路もきれいになるし、そういうような先を見越した施策がなかったんだ。言っていることわかりますよね。市町村型でやったらもっともっと進むかもしれない。おれだって7万5,000円でやるのと35万でやったら7万5,000円の方に手挙げるよ。それを採用しなかったということなの。そういうことをやっているからこれ進まない。汚い水いつまでも流れているようになるわけ。何ぼ公共下水が10年に短縮したって、合併処理が進まなかったら同じもの流れてくるわけだ。こういうのは今からでも直してもおれはいいと思う、こういうふうな結果が出れば。見誤りということは思う、やり方の。市町村型でやって10分の1やったらもっともっと皆さん早くやりますと。こういう方向になると思うんです。整合性とか統一とかそういう問題じゃない。いかによくするかということをお考えなければならぬ。その辺について町長から答弁をお願いします。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 鈴木議員さんの方からも前に一般質問がございました。市町村型というふうなことで前にも町長とか私の方からも答弁させていただいているわけですが、市町村型を検討した結果、今1割でというふうなことでありますけれども、県内の市町村も含めていろいろ検討させていただいたのは、結局どこの市町村も1割で実際やっているところというのではないわけでございます。と申しますのは、先ほどお話ししました負担金の問題で下水をやっていたり、あるいは農業集落排水をやっていたりして各負担金を出しているわけでございます。それに合わせて各市町村でもその1割で実施しているのではなくて、その分公共下水道の負担金なり、あるいは農業集落排水の負担金に合わせて実際今議員さんのお話ありました1割の7万5,000円ではなくて各市町村の負担金に合わせて実際にその1割でなくプラス、各市町村によっては多少違いますけれども、それに上乗せした額で実施しているというのが現状でございます。決して市町村型とか合併浄化槽の補助金が増額しても少なくなつたというふうなのは、亘理町だけじゃなくてほかの町村等

を見るとやはり景気低迷というのが一番大きな要因になっているんじゃないのかなというふうには思っております。今年始めたばかりですし、今後の経済状況を見ながらその辺は検討していく必要があるのかなと現在のところ思っているところでございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、清野課長は、10分の1はほかの市町村やってないと言っているけれども、その制度、市町村型の制度そのものはどうなっているのかということ。ほかに上乘せして10分の1から10分の2したり10分の3にしたり、それは各市町村の採用の仕方。市町村型、もともとを採用すれば10分の1の制度なんてあるはずだ。そういう説明を私は聞いているんだ、2年前に。それでやれると。それが名取とかいろんなどころあるかもしれないけれども、それは上乘せして、あとはほかの今外れているところとの整合性とか前やったところとかいろんな理由つけるけれども、そういう問題じゃない。やれるのは低単価のを提供して、それで喜ばれば早く設置できると。それが最終的には鳥の海がきれいになるということ。そういうものを採用しないということが皆さんの考え方からちょっと違うんじゃないかと私は思う。何が一番ベターなのかと、あそこをよくするために。周りがどうだとかそういうものでない。早くやったらそれが皆さん喜ぶんです。だから、公共下水だって処理分区を見直ししたんでしょ、早くやるために、10年も短縮して、事業費も縮めて。それがそっちに振ったならば、事業費が少なくなったならば、その分応分に個人負担を少なくしてやるというのが、これは当たり前のことだ。そういうことをやらないというのは、皆さんに、町民のサービスにちょっと反対の方に行っている。その辺町長からちょっと答弁お願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま上下水道課長から申されたとおり、市町村型でなく個人型ということになったわけでございますけれども、ご案内のとおり、公共下水道設置の場合については受益者負担ということでの金額が取られるわけでございますけれども、個人そのものについてはそのような関係になると。そういう中で、やはり公平性、そしてまたご案内のとおり都市計画区域の都市計画税の問題等の絡みがあるわけでございます。それらを加味しての内容ということでご理解願いたいと思いま

す。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 14ページになります。説明の中のちょうど中段です。⑥の住民生活に光をそそぐ交付金。これ、実は1月24日の臨時議会で事業名と予算額を説明いただきました。約890万7,000円です。それにまた129万3,000円が上乗せされたのかどうか。まず、そこら辺をお聞きいたします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回、前回は提示させていただいたのは一般財源を含めて予算を、生活に光をそそぐ交付金を計上して、やはり請差がどうしても発生するものですから、国の交付金については有効に活用したいということで129万3,000円を一般財源に充てたわけでございますが、県の方からやはりこの事業については2次配分をしたいということで配分が来たものですから、基本的には事業の膨らみはございません。基本的には当初計画どおりの内容で財源の調整をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） そうすると、具体的に事業名からいいますと、図書館の自動ドア設置工事の差額の130万ということでよろしいですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 基本的に図書館の自動ドアだけでなく、図書館に関しては自動ドア、連絡通路の西側の部分、あと図書館の2階の入り口2カ所分、あとそのほかに図書館の中に子供コーナーございます。そういうふうな子供コーナーが非常に閲覧している方からうるさいという苦情がございますので、その間仕切りをしたというふうなことも含めて、そのほかに図書購入費、それらの財源で、当初自動ドアだと1カ所だけでいいんじゃないかという計画だったんですけども、やはり今回光をそそぐ交付金ですから有効に使うだけ利便を図りたいということで、障害者にも高齢者にも優しい環境づくりということでやったものですから、自動ドアだけでなく全体的な中で一般財源を充当したということでご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 4 ページになります。4 ページの地方債補正890万ですね。事業費確定ということなんですけれども、これは地方債、多分銀行からの借り入れになると思います。これの借入先の選定方法を詳しく教えていただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 基本的にこれは事業については県の方から許可をいただいて借り入れするわけなんですけれども、基本的にはどちらかといいますと市中銀行というふうな形になりますとうちの方での七十七の方の銀行に借り入れをするという形が基本的なやり方でございます、しかしながら利率なんかも十分加味しながら調整をさせていただいて、できるだけ利率の安いところということで、必ずしも一金融機関というふうなことでなく、財務班の方で調整させて借り入れを行っております。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。16番永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） 今の4ページ、繰越明許費についてお尋ねいたします。

事業も執行始まって年度内に終了しない、あるいはこれから発注するということになるだろうと思いますが、このそれぞれ繰越明許費で執行される事業は来年度、23年度の何月までに完了する、そういう計画がございましたら説明をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） それでは、繰越明許した事業のいつごろまでかかるかということでございますけれども、勤労青少年ホームトイレ改修事業ということで、これにつきましては5月末ぐらいまでの完了を目指しております。

続きまして、同じくきめ細かな交付金事業、働く婦人の家トイレ改修事業、これにつきましても5月末を目指しております。

次に、改良事業、国道6号交差点改良取付事業でございますが、これは7月ごろまでかかるだろうと見込んでおります。

続きまして、改良事業の町道狐塚線道路改良工事、これにつきましては8月ごろまでの繰り越しということで考えております。この路線につきましては、23年度の当初予算におきまして橋の前後の柴街道線の改良工事も予定しておりますので、少し長くなるのかと思っております。

続きまして、改良事業、狐塚橋架替事業に係る電力柱等移転補償費ですが、これにつきましても7月ころまでかかるだろうと見込んでございます。

それから、きめ細かな交付金事業、町道神宮寺高屋線整備事業でございます。これにつきましては、1月24日の臨時議会において補正させていただいた事業でございます。この路線につきましては、4月になれば田んぼに水が入るということで、実質工事が秋以降、稲刈り以降になろうかと思えます。ですから、これにつきましては来年の3月末をめどに完了させたいと思っております。

それから、松栗川改修事業でございます。これにつきましては、7月ごろまでの完了を見込んでおります。

それから、最後になります県営街路整備事業負担金、これは駅前大通線なんですが、この事業につきましては、ちょうどJA、農協さんの後ろ側の工事になります。この22年度で予定している路線なんですが、亘理用水路の移設工事が出てくるんです。ここも4月になれば用水でいっぱいになるというようなことで、この事業も来年の3月ごろまでかかるだろうと見込んでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 永浜紀次議員。

16番（永浜紀次君） それぞれ完了する年次がいつころなのかを説明いただきましたが、でき得るだけ早目といっても水が来たりしてすぐに終わらないというようなことがございますので、どうにもしようないかなと思いつつも早目に発注し、そして事業を早目に終わるようにしてほしいなど、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。4番相澤久美子議員。

4番（相澤久美子君） 30ページでございますけれども、合併処理浄化槽整備事業の中で補助金の部分でちょっとお聞きしたいんですけれども、合併処理浄化槽を現在設置しているのは何基あって、この補助金の申請は今のところ何件出ているのかお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） この合併浄化槽の維持管理の方でよろしいのでしょうか。合併浄化槽の維持管理につきましては、対象が830基でございます。これは下水道区域外の方というふうな形になります。実際に申請があった方が663基でございます。

160基ぐらい対象から外れているというふうなことです。その原因が、無管理、管理してない方もありますし、あと管理していても法定検査受けないという方もありますし、あと法定検査受けても実質合格しなかったというような方がこの中に含まれているものと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） ということは、対象世帯は全部申請は済んでいるということで理解してよろしいでしょうか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 830基のうち申請がされたのが663基というふうなことでございます。実際に支払うのが663基で160基分ぐらいは未申請というふうな形になります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 相澤久美子議員。

4 番（相澤久美子君） まだ申請してない。きちっとしていても申請をまだ出してないところもあるということですよ。ということは、その申請を出してない方たちには今後どのように対処していく予定なんですか。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 申請者の方には、一番最初対象となる方には封書で申請の用紙等を送っております。その後、広報でお知らせしまして、それでも出てない方がありますので、直接今度は封書だと中見ないというふうな方もございますので、はがきで申請をしております。そのはがきを見て大分申請された方もあるわけですが、その申請の条件として維持管理をきちっとやって法定検査を受けているというふうなことがまず一つの条件になりますので、その法定検査を受けてない方とか、あるいは法定検査を受けても不合格で整備してないというふうな方は対象外というふうになります。

それと、この中にはその申請を実際該当の中でも申請、本当に忘れているとかそういうふうな方もあると思いますので、その辺については今後ある程度未申請の方がだんだん減ってきますので、そういう方には個別に連絡しながら、できるだけきちっと維持管理をしてもらった方にはきちっと出せるような方法で進めていきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。18番島田金一議員。

18番（島田金一君） 32ページ、漁港修築費の19節負担金の中の補助金、荒浜漁港廃船処理事業補助金ということでマイナスの27万1,000円ということになっていますが、これは所有者不在というふうな漁船を処理したということで、あと補助率は幾らくらいになっているのかお知らせ願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 今回は廃船処理した隻数は9隻ございまして、その中で所有者不明が3隻、あと所有者は判明しているのが6隻でございます。補助率なんですけれども、所有者不明3隻については補助金は2分の1、あと所有者がわかる方については3分の1ということで、今回この減額になった要因は、廃船をした場合にプラスチックとかそういうものを壊すんですけれども、ある業者で確定しまして、当初は189万4,000円をとっていたんですけれども、現実的には162万3,000円、落札の中でもありますので、そういう補助率を考慮して162万3,000円ほど交付しているという実情でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 島田金一議員。

18番（島田金一君） この9隻で今の荒浜漁港にそういうふうに停滞しているとか、半分沈んでいるという船の処理は大体終わるんでしょうか。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） この9隻で今のところの廃船は全部終了しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。高野 進議員。

17番（高野 進君） 私は、反対の立場から討論をいたします。

庁舎建設基金についてであります。2億1,000万円を積み立てることに反対であります。理由は、この基金の使途が庁舎建設以外にも使用できるというものの、庁舎建設に限定されるおそれが十分あると考えます。庁舎建設基金に積み立



てる前に財政が厳しい、そして今後の見通しも立てにくいとして、現在山積している町民の安全と安心のための事業に使用すべきと考えます。ということは、同額を2億1,000万円を用途の範囲が広い財政調整基金に繰り入れることでもあります。したがって、庁舎建設基金に2億1,000万円を積み立てることに反対をいたします。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 私は、この補正予算に賛成をする立場でお話を申し上げます。

当初、庁舎建設基金といたしまして4億2,000万計上されておりましたけれども、議会側の要望等にも耳を傾けていただきまして、半額を財政調整基金の方に回していただきました。確かに今の世情から考えますと、庁舎基金の方に積み立てをするということはいかなるものかという意見も多数ありましたけれども、やはり庁舎というのはこれからも積み立てをしなければいけないものであります。できるときに少しずつ積み立てていくということも大切なことと思われま。財政調整基金の方は12億9,800万ほどの残高になるわけでございますけれども、こちらの方も余り高額な基金を持っていたら交付税の対象にちょっとひっかかるころもあるというお話も伺いましたので、これは妥当な金額だと私は考えますので、賛成をいたします。

議長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。3番鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 私は賛成の立場で討論いたします。

今回の一般会計補正予算は、確かに庁舎建設基金に、当初は今安藤議員さんも言われていましたけれども4億だったやつを議会の意向を受けて2億に減額したということがあります。同時に、この一般会計予算は、例えば吉田小学校の校内放送の改修とか逢隈小学校の屋内運動場の放送設備の改修とか吉田中学校の屋内運動場の暖房機の修繕とか、あとちびっこランドの補助金とか、町民の生活に密接にかかわる部分も含まれております。そういう立場から補正予算には賛成いたします。以上です。

議長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これより、議案第5号 平成22年度互理町一般会計補正予算（第

7号)の件は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(岩佐信一君) 着席願います。起立多数であります。よって、議案第5号 平成22年度互理町一般会計補正予算(第7号)の件は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第6号 平成22年度互理町国民健康保険特別会計補正  
予算(第3号)

議長(岩佐信一君) 日程第6、議案第6号 平成22年度互理町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長(岩佐信一君) 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤 浄君) それでは、議案第6号 平成22年度互理町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

平成22年度互理町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,260万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億6,777万円とするものでございます。

今回の補正につきましては、当初見込みました医療費が思ったよりも伸びなかったというふうなことがございまして、それにあわせての療養給付費等も少なくなったため減額するものでございます。

また、歳入につきましても歳出の療養給付費が減額したことに伴いまして、ルール分として入ってくる国庫負担金等を同様に減額するというふうな内容でございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げますので、12ページ、13ページの方をお開きいただきたいと思っております。

それでは、初めに歳出でございしますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費

3,003万3,000円の減額でございますが、先ほど申し上げました当初見込みより給付費が伸びていないというふうなことで減額と。また、歳入におきまして保険基盤安定繰入金が増額になることに伴いまして、財源の内訳の組み替えを行ったものでございます。

続きまして、同じく2項1目一般被保険者高額療養費でございますが、2,030万円の減額するものでございますが、これも同様に見込みより下回ることにより減額をするものでございます。

7款1項1目高額医療費共同事業拠出金129万8,000円の増額。同じく、2目保険財政共同安定化事業拠出金1,557万円の減額。この二つにつきましては、額が確定したことによります連合会より示されました数字でもっての増額あるいは減額をするものでございます。

8款1項1目特定健康診査等事業費800万円の減額補正でございますが、これにつきましては特定健診事業がほぼ確定したことに伴いまして、事業量に合わせ減額をするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

8ページの歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税2,639万3,000円の減額でございます。これにつきましては、歳出の方でも申し上げましたが、療養給付費の減額に伴いまして所要額として組んでいた分を減額するというふうなものでございます。

3款1項1目療養給付費等負担金3,401万4,000円の減額。これにつきましても、療養給付費等の減額に伴い歳入も減額すると、ルール分で減額するというふうな内容のものでございます。

同じく3目高額医療費共同事業費負担金32万4,000円。これにつきましては、高額医療共同事業拠出金の確定によりましてルール分として増額補正するものでございます。

同じく4目特定健康診査等負担金123万5,000円でございますが、右側の説明の方でございますが、一つは特定健診等負担金というふうなことでルール分として134万6,000円。また、同じく特定保健指導負担金、これもルール分として、これは全

体として減額になったものですから11万1,000円の減額と。合わせて123万5,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、6款1項1目高額医療費共同事業負担金32万4,000円の増額でございしますが、これも国庫支出金の方で申し上げましたとおり高額医療費共同事業拠出金の確定によりまして県の分のルール分として補正するものでございます。

2目特定健康診査等負担金123万5,000円。これも先ほどと同じように特定健診負担金の分と、それから健康指導負担金、それぞれルール分として134万6,000円増額、11万1,000円の減額というふうなことで、合計で123万5,000円の増額補正をするものでございます。

7款1項1目共同事業交付金441万6,000円の増額でございしますが、これにつきましては高額医療費共同事業交付金の額の確定によりまして同額を補正するものでございます。

続きまして、次ページ、10ページ、11ページになりますが、7款1項2目の保険財政共同安定化事業交付金3,600万円の減額補正でございしますが、右側の説明にございまして、保険財政共同安定化事業交付金の額の確定に伴いまして精算分として3,600万円を減額補正するものでございます。

9款1項1目一般会計繰入金1,661万1,000円の増額補正でございしますが、まず1節としまして保険基盤安定繰入金、これにつきましては一般会計の方から保険財政基金安定の制度の負担金の確定によりまして繰り入れを1,526万5,000円するものでございます。2節のその他一般会計繰入金134万6,000円の増額につきましては、特定健診の分の町の負担分というふうなことでルール分として134万6,000円が増額補正されるもので、合わせまして1,661万1,000円を増額補正するものでございます。

諸収入の11款4項6目の雑入34万3,000円の減額でございしますが、これにつきましては特定健診の受益者の負担分の実績に合わせた減額補正でございします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 12ページです。2款保険給付費ですけれども、5,033万3,000円の減額。この約5,000万の、これは保険料にすると1人当たり幾らになりますか、年

間。1人当たり年間幾らになりますか、5,000万円の額というのは。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 単純に割りますと加入者が約1万人ございますので、人数にしますと5,000円で世帯だと約500世帯ですので1万円というふうなことになるかと思えます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号 平成22年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 平成22年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時43分 休憩

午後 0時58分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第7号 平成22年度亘理町公共下水道事業特別会計補正  
予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第7、議案第7号 平成22年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第7号 平成22年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

平成22年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ267万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,838万5,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費482万6,000円の減額につきましては、19節負担金補助及び交付金で流域下水道維持管理負担金が確定したことに伴い減額補正するものが主なものでございます。

2目維持管理費につきましては、財源の組み替えでございます。

2款1項1目未普及解消下水道事業費の400万円の減額につきましては、県事業の駅前大通線の工事に伴い県から受託工事として下水管の移設の予算を計上しておりましたが、工事が次年度に繰り越されたことに伴い減額するものでございます。

2項1目流域下水道事業費615万円の増額につきましては、阿武隈川下流流域下水道の建設負担金、それから事務費負担金が確定したことに伴いまして増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページ、10ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金の306万7,000円の減額につきましては、収支との相殺により減額補正するものでございます。

6款3項1目受託事業費収入400万円の減額につきましては、先ほどお話ししました駅前大通り線の繰り越しに伴いまして減額するものでございます。

7款1項1目下水道事業債の440万円の増額につきましては、流域下水道の建設負担金分で事業債を増額するものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正。変更、平成22年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金、限度額20万8,000円から12万6,000円を減額し8万2,000円とするものでございます。期間につきましては、補正前と同じでございます。

第3表、地方債補正。変更、流域下水道事業債、限度額2,940万円に440万円を追加しまして3,380万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号 平成22年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 平成22年度亘理町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 平成22年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第8、議案第8号 平成22年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第8号 平成22年度互理町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

平成22年度互理町老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35万9,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、この老人保健特別会計が3月31日をもって廃止する予定でありますことから、今回すべて清算を行うものでございます。これにつきましては、歳入からご説明申し上げたいと思いますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

8ページの歳入でございますけれども、1款1項1目の医療費交付金からずっと下がりまして下の方の4款繰入金の1項1目一般会計繰入金、ここまでにつきましては、歳入実績に合わせまして残額を全額減額補正するものでございます。

同じく5款1項1目の繰越金1,000円の増額補正でございますけれども、これにつきましては廃止をするというようなことで端数処理の関係で1,000円を増額するものでございます。

続きまして、次のページになりますけれども、6款1項1目の延滞金、それから2目の加算金、同じく2項1目の町預金利子、それから3項1目第三者納付金、それから一つ飛びまして3目の雑入につきましては、同様に歳入実績がないというふうなことで予算額そのまま全額減額するものでございます。

最後になります。2目の返納金でございますが20万4,000円の増額となっておりますが、これにつきましては再度精査によりまして支払い済みの給付費の見直しを行いまして、ご請求があった分につきましてはそれぞれの医療機関から返納された分というふうなことでございます。

次に、歳出についてご説明を申し上げますので、次のページの12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、1款1項1目の一般管理費30万6,000円の増額でございますが、これに



つきましては、まず12節、13節につきましては支出がないというようなことで全額減額するものでございます。また、28節の繰出金でございますけれども、これにつきましては、先ほど歳入で申し上げました各負担金と返納分合わせまして歳入済みの分で今後歳出する予定がない残分をすべて一般会計の方に繰出金として繰り出すものでございます。

続きまして、2款1項1目医療給付費から次のページの14ページ、15ページになりますが、4款1項1目の予備費までにつきましては、歳入同様歳出実績に合わせて残分を全額減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 3月31日でこの特別会計は廃止になると言いますが、廃止の手続はどうなるんですか。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） この老人保健特別会計につきましては、別個に町の方では条例を定めておりませんで、上位法の老人保健の方で定められておりまして、そちらに基づいて実施をしておりましたので、改めて条例の廃止というものはございません。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） 条例そのものがないんですね。企画財政課長に聞きますけれども、特別会計の条例あるのは奨学資金貸付特別会計、土地取得特別会計、公共下水道企業特別会計、介護認定審査特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、工業用地等造成事業特別会計、これは条例にあるんです。そのほかは条例にないんです。なぜないんですか。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今お話しした条例を設けてない分の特別会計については、法律に基づいて特別会計を設置しておりますのでないわけでございます。以上です。（「わかりました」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号 平成22年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 平成22年度亘理町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 平成22年度亘理町介護保険特別会計補正予算  
（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第9、議案第9号 平成22年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第9号 平成22年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

平成22年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ177万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,181万円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げますので、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳出、12ページでございますけれども、1款1項1目の一般管理費55万

6,000円の増額の補正でございます。これにつきましては、職員の人件費につきまして精査したことによりそれぞれマイナス、プラスが生じるものでございます。

続きまして、2款6項1目の特定入所者介護サービス費122万3,000円の増額でございますが、これにつきましては施設入所者で低所得者の方に負担を減額するというふうなことで居住費並びに食費について別個の基準を設けておりまして、その差額分を補てんするというふうな内容のものでございます。その利用者が当初の見込みよりもふえておりますので、今後不足が生じるというふうなことで今回122万3,000円の増額を補正をしたものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思っております。

8ページでございますけれども、3款1項1目介護給付費負担金24万4,000円、同じく2項1目調整交付金6万1,000円、4款1項1目介護給付費交付金36万6,000円、5款1項1目介護給付費負担金、それから8款1項1目介護給付費繰入金15万2,000円。ここまでににつきましては、先ほどの歳出の方で申し上げました特定入所者サービス費の増額補正に伴いまして、それぞれ国、県等からルール分として入る金額でございます。

続きまして、同じく4目の事務費繰入金55万6,000円でございますが、これは先ほど歳出の方で申し上げました職員の人件費分でございます。

次のページになりますが、2項1目の介護給付費準備基金繰入金でございますが24万8,000円の増額でございます。これもルール分として保険者が負担とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号 平成22年度互理町介護保険特別会計補正予算（第3

号) の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(岩佐信一君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号 平成22年度亶理町介護保険特別会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算(第1号)

議長(岩佐信一君) 日程第10、議案第10号 平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長(岩佐信一君) 当局から提案理由の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長(作間行雄君) 議案第10号 平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

平成22年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものといたします。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,803万3,000円とするものであります。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開き願います。

1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費でございますけれども、まず職員の人件費でございますが153万8,000円の増額でございます。なお、給与、職員手当等、共済費等の区分でおのおのこのような区分になってございます。

また、管理運営費の関係でございますけれども、まず1節の報酬でございますけれども、委員報酬、これは運営委員会の委員の報酬でございます。当初計画しておりました回数よりも減になってございますので、その分につきましての減額でございます。また、7節の臨時職員の賃金の減額214万2,000円でございますけれども、

この関係につきましても、これは今後3月までを見込みまして増額分を減額したというふうなことでございます。それから、報償費63万5,000円。これにつきましては、イベント費等の景品代等でございますが、それらの残余分の減額というふうなことでございます。なお、旅費、交際費等はここにお示しのとおりでございます。11の需用費の関係でございますけれども、消耗品につきましては150万円の減額でございます。これらの関係につきましては、1月までの実績に基づいて、あと2月、3月の見込みを見ましての精査した上での減額でございます。燃料光熱費につきましては470万円の増額でございますけれども、この冬が思った以上に寒うございまして、それで結構燃料費等がかさみまして、それでその分増額というふうなことでございます。それから、大きいものといたしましては、原材料費の酒類等材料費の分でございますけれども、この関係につきましても精査した上での減額というふうなことでございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、はらこめし会、日本温泉協会の負担金の減というふうなことでございます。公課費につきましては、入湯税並びに消費税の分の関係でございまして、合わせまして43万2,000円の増でございます。

続きまして、2款1項1目基金積立金でございますけれども、6万7,000円でございます。

14ページ、15ページにまいりますけれども、わたり温泉運営基金の利子に係りますところの積立金というふうなことでございます。6万7,000円でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、1款1項1目でございますけれども、利用収入でございます。宿泊料につきましては、見込みといたしまして当初計画よりも宿泊者数がふえるというふうなことで50万8,000円の増でございます。

入浴休憩につきましては、当初見込んでおりました人数よりも若干実質的にはふえておるわけでございますけれども、昨年8月から200円でキャンペーンセールとかやって実際今もやっておりますけれども、そのようなことで1世帯当たり200円でお一人様まで、各世帯2人までというふうなことでキャンペーンさせていただきまして、その分につきましては当初入浴料800円が200円でございますので、その分

どうしても差額が出てきますので、それらの差額等もございまして221万8,000円の減というふうなことになります。

3目の食事料でございませけれども、この関係につきましては日帰りの利用者数の人数の減並びにレストランでの客単価の減等もございまして1,100万ほどの食事料の減額というふうなことになります。

また、4目の飲料収入につきましても利用者の減によるところでございます。

使用料の収入につきましても1月までの実績に基づきましたところの推計をいたしまして、会議室の使用料が1万4,000円ほど減というふうなことになるわけでございます。

2款の財産収入でございませけれども、2款1項1目財産貸付収入でございませが、土地建物貸付収入でございませ。この134万2,000円でございませけれども、ふれあい市場の売り上げ増収によりますところの収入の増というふうなことでございませ。なお、ふれあい市場の方につきましては、毎月売上金の3%というふうなことでその貸付料を請求してございませるので、その売上金の増によるところの収入増というふうなことでございませ。

また、基金の利子でございませけれども6万5,000円でございませ。

それから、3款の繰入金、3款1項1目基金繰入金でございませけれども、この関係につきましては、歳出並びに利用収入等の減によりますその差額の1,203万円の基金を運営基金の方から繰り入れたいというふうなことでございませ。

それから、繰越金でございませけれども、4款1項1目繰越金、これは21年度からの繰越金でございませ。

続きまして、5款の諸収入でございませけれども、5款1項1目の雑入でございませけれども、この関係につきましては、カラオケ、自販機等の雑入ですか、電気料、貸付料、売上金に基づくところの設置料というふうなことで自販機等はちょうどいいたしておるわけでございますけれども、その分の減額が14万2,000円ほどあります。雑入としてふれあい市場の方で電気料といたしまして平成22年度分でございませけれども、一月暫定的なものでございませが、その当館の一月、また1年間当たりの使用料に対しまして、当館の面積、建築面積でございませか、それとふれあい市場の貸付面積を面積に応じて案分いたしまして一月当たり6万9,000円と

いうふうなことで負担していただきまして12月分の82万8,000円入ってございまして、それらを合わせまして68万7,000円の雑入というふうなことでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番鞠子幸則議員。

3番（鞠子幸則君） ちなみに、基金繰り入れした後の残高は幾らですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 残高でございますけれども1億2,290万ほどになります。（「了解です」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありますか。17番高野 進議員。

17番（高野 進君） 雑入関係でお伺いしたいんです。雑入と今の基金ですが、実はふれあい市場協同組合からイベントあるいわゆる5月の連休、それから何周年記念というか2月、物品で供与させていただいているというふうに私は聞いております。それは金額的にはどのくらいで、そしてどの項目に入っているかお伺いしたいんですが。それが一つ。

二つ目、ただいまの運営基金の残高ですが、確認です。前年の決算書によれば1億3,102万円でございます。それから、今回の鞠子議員がただいま質問されました、繰り入れ1,203万円。差し引きますと1億1,899万4,000円です。ただいまの回答は1億2,290万。四、五百万円ちょっと違うんですが、私が間違っていたら申しわけないですが、これについて答弁願います。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） まず、1点目の5月並びに9月のイベント時において、ふれあい市場の方から物品として協賛いただきまして、それをうちの方のゲームの景品として地場産品賞というふうなことで提供してございますけれども、これらにつきましては、この予算等々それらを通さないであくまでもボランティア、寄附的なものとしての取り扱いとして処理させていただいてございます。

あと、2点目の運営基金の積み立ての金額でございますけれども、約390万、400万弱くらい差異あるというふうなことでございますけれども、平成21年度の決算

の剰余金というふうなことで390万ございますので、それを繰り入れた金額でご回答申し上げたところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） この補正予算ですけれども、ふれあい市場からごちようだいしたイベントとか何かの金額加算してやはり雑入に入れて、そして改めて支出という形にするのが正常な姿ではないかなと一言申し上げておきます。

続けていきます。いわゆる今度4月からは営業でいけば5年目に入るわけなんです。実は、この前3周年ということですが、あれは暦の上でございまして5年目に入る。今回の補正予算で1,203万円、基金繰り入れでございまして。これは次年度予算、次になるわけですが、2,700万ぐらいまたやっております。したがって、今後の展望、いわゆるどんどんどんと基金を繰り入れざるを得ないように私なりには見ております。そこで、問題。今後の展望、展開はどのようにしていくのか。抜本施策の有無、あればご報告いただきたいと思っております。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） 高野議員さんから今後の展望というふうなことで、将来的、来年度を見据えたというふうなことの展望はというふうなご質問かと思われましても、まず今まで3年間運営してきまして、それらをベースにいたしまして、それらを総括いたしまして、やはり淘汰すべきことは淘汰しながら新しいものは新しいものとして、小さいものからでもいいから取り組んでまいりたいというふうなことで、あと経費的にもここまでの、今までのこの3年間の状況を踏まえまして、やはり経費節減も図りながらというふうなことで、新しい施策につきましては、今本館といたしましても若干足を踏み出したところもございまして、それらを一つ一つ積み重ねまして、お客様をふやす努力をいたしまして温泉を一人でも多く利用していただけるようなリピーターをふやしてまいりたいというふうな、そのような考えで今後とも取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） ただいまの答弁は平常的にやっていくので当たり前のことでございます。私が言いたいのは、温泉はかけ流しですけれども、このままいきますと



繰入金、わたり温泉の繰入金ですが、どんどんどんどん、今回は1,200万、来年度は2,700万ですか、大体。予算です。問題は、そういう節約志向、そんなことは日常的に当たり前なんだ。私が聞きたいのは、抜本施策があるかどうかを聞きたいんです。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 私からお答えしたいと思います。

抜本施策でございます。議員さんは、始末の方からいろいろと、いわゆる経理の方からお入りになっているわけですが、その始末をしっかりやるにも一番大事なことはやはり収入を多くすること、いわゆる営業だと思います。基本的には営業は、前も申し上げましたが、1日大体120万の売り上げがあれば経営的にある程度安定していくのかなというふうに思いますが、今年の今度の2月、たしか私の手元で121万になっていますけれども、実は達成できました。このことは多分に一過性であるというふうな判断をしております。というのは、ご案内のようにNHKで全国放送してくれました。それから、仙台放送でも取り上げていただきました。このマスコミの影響が大きいです。したがって、土日、あと3日連休のときもそうですけれども、週末の集客はすごいです、来客は。ですから、今後抜本的にはどうするかということなんですけれども、今までの営業はほとんどいわゆる専門家にご依頼していません、旅行業者に。これからは、特にウイークデーを中心に集客を図るのが基本的に大事だと思います。このことには、やはりプロの専門家をそろそろ我がわたり温泉鳥の海も営業的に取り入れるべきだという判断をしております。

実際的な行動は、とりあえずJAをねらっています。具体的に申し上げますと、伊達みらい農協とはその件では話し合いがついています。いわゆる伊達みらいの観光協会と申しましょうか、JA観光かな、そこはついています。それから、隣の新ふくしま、これらはそれぞれ1万2,000人から3,000人以上の組合員持っているということです。農協全体の観光を頼らなくても単独で免許を取っております。それから、山形は村山、それから山形農協、この辺を中心に現在営業活動を進め始めております。ということで、とりあえずJA観光から始めていきたい。大手の観光については手数料が極めて大きいですから、これはなかなかうち

の方の、今度さっき言った始末の方の経営の方に影響してくるんで、とりあえずそこから始めていくということで、現在既に行動は始まっています。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。6番高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 今の前向きな支配人の意見は、残念ながらもう少し早い時期にお聞きしたかった言葉であります。実は、そういうふうな言葉を私はこれまでに何とか聞き出したかったんですけども、かなり消極的な返事で大変残念でございました。

そこで、その1,203万の基金繰入金でございますけれども、これも例えば今の時点で借り入れるけれども年度末、3月末には少し返せるというふうな見込みの金額ですか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） この1,203万円につきましては、あくまでも1月末現在の、今年度1月以降1月末までの営業の状況等を踏まえまして3月までの経理状況、そういうものを踏まえましてどうしても歳入不足が発生するので1,203万円ほどを基金から繰り入れしたいというふうなことで今般計上いたしたわけでございますけれども、今副町長も申しましたとおり、2月は若干売り上げが順調でございました。それで、3月につきましても週末等につきましては結構な予約等も入っていますので、それらによりまして売り上げが総体的に3月の年度末まである程度伸びてくれば、その決算期には剰余金として幾らかは見込まれるかもわかりませんが、その時点で剰余金があれば、その部分につきましては運営基金の方に積み立てをいたすというふうなことになります。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 利息の支払い、たしか8月と2月だったと思いますけれども、今の話ですと2月の分の利息支払いはちょっと入っているかどうか確認できなかったんですけども、その辺も含めて剰余金が余る可能性があるというふうなお答えでしたか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） 2月の末日でもちまして、今年度分の6,000万分、

2月末は4,300万ほどでございますけれども、8月の返済と合わせますと6,000万になります。それは済んでございます。それで、あと1カ月というか、今月あるわけでございますけれども、それを見込みましての繰り入れというふうなことで、それで前段でも申し上げましたとおり、その結果を踏まえまして決算剰余というふうなことが出れば、その分につきましては基金に積み立てをするというふうなことでご理解いただきたいと思います。以上です。（「いいです」の声あり）

議長（岩佐信一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方の発言を許します。高野孝一議員。

6 番（高野孝一君） 通年の3年目で営業利益が不足し、基金積立金、いわゆる一般家庭でいう貯金から1,203万円を引き出し歳出に充てております。私は、22年度当初予算審議においても、利用収入額、いわゆる売上額の数値目標を高く設定、努力し、前年度より利益を上げないと借入金償還を含め歳出の手当てができない事態に陥ることを心配して意見を申し上げました。それが早くも3年目の半ばで現実化しております。これはわたり温泉鳥の海の経営の質問に対して町長の答弁を代弁している副町長、いわゆる総支配人及び施設長の説明とは逆の状況になっております。健全経営に向けた最大限の努力が感じられません。よって、反対いたします。

議長（岩佐信一君） 次に、原案賛成の方の発言ございませんか。5番渡邊健一議員。

5 番（渡邊健一君） 私は、賛成の意見を申し上げます。

3年目でいろいろ最初出だしはかかりますけれども、将来的にここは亘理町の観光の拠点であります。これに関して歳入は取り崩しありますが、将来を見据えた運営をしてもらいたいと思いますので、私は賛成いたします。

議長（岩佐信一君） ほかにございませんか。高野 進議員。

17番（高野 進君） 私は、補正予算案に反対の立場から討論をいたします。

一つ目、今までの成果と今後の経営戦略等の方向づけを決める生命線である損

益計算書等財務諸表を作成、そして分析しているか疑問であります。

二つ目、財政はもう既に運営基金繰り入れに依存し過ぎてまいりました。今回の補正予算1,203万円、次年度2,690万1,000円、今後毎年7,000万円の借入金の元金返済がございます。平成28年8月まで延々と続きます。以降、もっと多額になります。基金は早晚二、三年で枯渇する。いわゆる底をつく状況になります。

三つ目、今後の営業展開の抜本的施策構築の構図が少ない。示されていない。

以上の理由から、わたり温泉島の海特別会計補正予算案に反対をいたします。以上でございます。

議長（岩佐信一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号 平成22年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（岩佐信一君） 着席願います。起立多数であります。よって、議案第10号 平成22年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 平成22年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（岩佐信一君） 日程第11、議案第11号 平成22年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第11号 平成22年度亘理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

平成22年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところに

よる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,314万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,442万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

まず初めに、1款1項1目の一般管理費18万円の増でございます。これにつきましては、職員の人件費につきまして精査の末増額補正となったものでございます。

続きまして、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金2,332万8,000円の減額でございますが、説明の欄にございますが、まず一つが後期高齢者医療保険料負担金というようなことで、町から広域連合に納める分でございますが、これが当初示されていた分がほぼ確定したというふうなことで、実績に合わせまして2,529万7,000円を減額するものでございます。また、同じく保険基盤安定負担金の196万9,000円の増額補正でございますが、これにつきましては額が確定したことに伴いましての増額補正でございますが、この同額が一般会計繰入金として繰り入れされますので、今回の財源の組み替えというふうなことで組み替えをさせていただいているところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目特別徴収保険料1,708万2,000円の減額補正でございます。

続きまして、2目普通徴収保険料821万5,000円の減額でございますが、普通徴収分につきましては、現年度分といたしまして921万5,000円の減額、滞納繰越分については100万円の増額補正でございます。この減額分につきましては、先ほど歳出で申し上げました保険料負担金の方の額が固まったことによりまして、同様に概算で示されていた保険料を減額するものでございます。

続きまして、3款1項1目事務費繰入金18万円の増額でございますが、これにつきましては職員人件費分でございます。

2目保険基盤安定繰入金196万9,000円の増額でございますが、先ほど申し上げました保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴いまして同額が繰り入れされるも

のでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号 平成22年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 平成22年度亶理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第12号 平成22年度亶理町水道事業会計補正予算（第3号）

議長（岩佐信一君） 日程第12、議案第12号 平成22年度亶理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第12号 平成22年度亶理町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条、平成22年度亶理町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

収入。第1款第4項工事負担金。既決予定額2,200万円から873万円を減額し、

1,327万円とするものでございます。

支出。第1款第1項建設改良費。既決予定額2億734万2,000円から250万円を減額し、2億484万2,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

資本的収入第1款1項1目工事負担金873万円の減額につきましては、各受託工事費の確定に伴うものと、県事業の駅前大通線の工事に伴い県から受託工事として水道管の移設を予定しておりましたが次年度に繰り越されたことによりまして減額するものでございます。

資本的支出1款1項2目拡張工事費の550万円の減額につきましては、各工事の確定と、それから駅前大通線の工事にあわせて配水管布設工事を計画しておりましたが次年度に繰り越されたため減額するものでございます。

3目改良事業費の300万円の増額につきましては、工事費の確定と、それから町道野地流線の道路改良工事によりまして支障となる配水管が出てきたことに伴いまして移設工事を行うため増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議方お願いいたします。

議長（岩佐信一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号 平成22年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第12号 平成22年度亘理町水道事業会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

日程第14 報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（岩佐信一君） 日程第13、報告第1号 専決処分の報告について及び日程第14、報告第2号 専決処分の報告についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

初めに、報告第1号について当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案書の8ページをお願いしたいと思います。

報告第1号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）についてご説明を申し上げます。

平成23年2月22日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告する。

専決処分書。平成21年度狐塚橋架替工事（繰越事業）について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年議発第10号）第1項の規定により専決処分する。

今回の専決処分の内容につきましては、旧橋の解体及びマンホール移設工の変更が生じたことによりまして、工事請負契約が増額になるというような内容で変更契約が必要になったということで専決処分したものでございます。

次のページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

資料編で詳細をご説明申し上げます。

- 1 工事名 平成21年度狐塚橋架替工事（繰越事業）
- 2 原契約締結年月日 平成22年9月9日
- 3 原請負金額 7,455万円
- 4 変更請負金額 7,688万8,350円
- 5 増額 233万8,350円
- 6 契約の相手方 亘理町字東郷209番地5 阿部春建設株式会社
- 7 工事の概要 狐塚橋（町道狐塚線）幅員10メートル（有効幅員9メートル）橋長ということでここに「W」と書かれていますけれども、これは延長でござ



いますので「W」はアルファベットの「L」に、大変申しわけございません。訂正をお願いしたいと思います。延長で22.8メートル。

工種、変更前、変更後ということでご説明を申し上げます。

上部工、プレテンション方式PC単純中空床版橋PC桁でございますが、これは変更前に同じでございます。

下部工、逆T字式橋台、左岸橋台、右岸橋台についても変更前と同じでございます。

基礎工、PHC杭、口径500ミリ、延長、長さ6メートル。左岸、右岸とも変更前に同じでございます。

旧橋解体工ということで、当初変更前は52立米あったわけでございますが、変更後21立方メートル増になりまして73立方メートルというふうに変更するものがございます。

マンホール移設工、変更前はゼロ基でございましたが、変更後1基増になりまして1基に変更するものがございます。

附帯工については変更前と同じでございます。

8 工期についても変更前と同じでございますので、以上の内容で変更契約をするものがございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、報告第2号について当局から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、11ページ、報告第2号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）。

平成23年2月2日、工事請負の変更契約を締結する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第2項の規定により報告する。

次のページ、12ページをお願いしたいと思います。

専決処分書。平成22年わたり第5-1号汚水幹線（その2）工事について、工事請負変更契約を締結する必要性が生じたので、専決事項の指定（平成16年議発第10号）第1項の規定により専決処分する。

専決処分の内容については、資料の方でご説明申し上げます。

- 1 工事名 平成22年度 亘理第5－1号污水幹線（その2）工事
- 2 原契約締結年月日 平成22年9月9日
- 3 原請負金額 8,767万5,000円
- 4 変更請負金額 8,815万6,950円
- 5 増額 48万1,950円
- 6 契約の相手方 亘理町逢隈上郡字天王6番地2 千石建設株式会社
- 7 工事概要

工種、変更前、変更後というふうにご説明します。

線路延長ということで全体の延長でございます。口径150ミリから口径300ミリまで。今回32.7メートル減になりまして延長で707.6メートルに変更するものでございます。その内訳として、開削工法、口径150ミリ、250ミリについて、これについても32.4メートル短くなりまして、減になりまして延長で476.7メートルに変更するものでございます。

同じく内訳の中での推進工法ということで150ミリから300ミリまでで0.3メートル減になりまして、延長で230.9メートルに変更するものでございます。

マンホール設置工については、当初よりも、変更前よりも5基ふえたことによりまして22基に変更する内容になっております。

附帯工一式については変更前と同じでございます。

8 工期につきまして、工期については変更後ということで工期を3月25日まで延長する内容ということで変更後の延長でございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 以上で報告第1号 専決処分の報告について及び報告第2号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時00分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 佐藤 實

署名議員 山本 久人